

特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

第35講 複数の法的主体による特許侵害の実現

第1 はじめに

特許侵害は、通常、単一の法的主体、例えば甲社によって実現される場合が多く、その場合は、発明の構成要件をすべて充足した者は直接侵害者であり、これに関与した者、例えば、乙社に関しては、間接侵害が問題となる。

このような典型的な場合とは異なり、例えば、構成要件A、B、Cからなる発明に関して、各構成要件を甲社、乙社、丙が社それぞれ実現しているという場合、すなわち、複数の法的主体の行為により、特許侵害が実現される場合がある。また、構成要件A、B、Cは、甲社が実現しているが、甲社が実質的に乙社にコントロールされている場合、特許侵害の責任は、乙社に問うことができるのではないかという場合がある。

注意すべきは、ここで問題とする単数か複数かという基準は、法的主体を基準に判断されるという点である。特許侵害は、通常は、法人である甲社等によりなされ、実際には、法人の複数の従業員の行為により実現されているが、法的主体という観点でみた場合は、これは複数の行為とみるべきではなく、単数の行為により特許侵害件が実現されているのである。本講で問題とするのは、甲社、乙社等、異なる法的主体の行為により、特許侵害が実現された場合である。

特許侵害が複数の法的主体により実現される場合は、特許法の直接侵害行為規定、間接侵害規定を単純に適用するだけでは適切に対処できない。そこで、どのような理論、根拠でこれらの場合を処理したら良いかが問題とされている。

第2 共同直接侵害

複数の法的主体の行為により構成要件が充足される場合、これを端的に共同直接侵害として、 単一の法的主体の構成要件が充足される場合と同様に、これらを共同直接侵害行為として一体的 に理解し、特許権の侵害行為として捉え得るかが問題とされている。

大阪地裁昭和36年5月4日判決 [スチロピーズ製造禁止仮処分事件] ¹は、「他人の特許方法の一部分の実施行為が他の者の実施行為とあいまつて全体として他人の特許方法を実施する場合

¹ 下民集12巻5号937頁、判タ119号41頁。